

令和7年度

入学者選抜募集要項

島根県立吉賀高等学校

吉賀高等学校入学者選抜共通

「令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜実施要綱」（以下「要綱」と示す。）に基づき、本校の令和7年度入学者選抜募集要項を、以下のとおりとします。

島根県教育委員会ホームページに掲載されている「要綱」もあわせてご確認ください。

1 求める生徒像

「中高一貫特別選抜」，「総合選抜」，「一般選抜」，「第2次募集」共通

- 1 地域の様々な人と交流し、力を合わせることができる生徒
- 2 地域の環境資源を活かした学びを基に自分と向き合う生徒
- 3 地域の現状を知り、ふるさとの未来に向けて行動できる生徒
- 4 地域の中で学ぶことにより、広い視野を身につける生徒

2 募集人員：定員 40 名

(1) 募集人数全体において、島根県外居住者からの募集は 16 名以内とする。

(2) 中高一貫教育校(連携型)「中高一貫特別選抜」

定員(40名)の50%(20名)程度とする。

(3) 総合入学者選抜「総合選抜」

定員(40名)の40%(16名)程度とする。

(4) 一般入学者選抜「一般選抜」

定員(40名)から中高一貫特別選抜と総合選抜の合格内定者数を引いた数とする。

(5) 第2次募集入学者選抜「第2次募集」

令和7年3月14日(金)の公立高等学校入学者選抜の合格発表の時点で、欠員が生じた場合において、欠員数を募集人員とする。

第2次募集を行う学校、課程、学科及び募集人員は、令和7年3月14日(金)10時に島根県教育委員会のホームページで公表する。

3 選抜において重視する点

(1) 中高一貫教育校(連携型)「中高一貫特別選抜」

中学校における学習の状況、面接及び自己報告書、作文による総合審査

(2) 総合入学者選抜「総合選抜」

中学校における学習の状況、面接及び志望理由書、作文による総合審査

(3) 一般入学者選抜「一般選抜」

中学校における学習の状況，5教科学力検査，面接による総合審査

(4) 第2次募集入学者選抜「第2次募集」

中学校における学習の状況，一般選抜学力検査結果（5教科），面接による総合審査

4 吉賀町営の交流センターの斡旋について

県外の生徒については，総合選抜の内定者，一般選抜の合格者の順に，吉賀町役場総務課吉賀高校支援室が優先的に「サクラマス交流センター」または「よしかみらい交流センター」（吉賀高等学校生徒向け宿舍）を斡旋します。ただし，収容人員に達した場合は斡旋を中止しますのでご注意ください。このことについては，本校のホームページでも周知しますので，必ず確認してください。

また，「サクラマス交流センター」または「よしかみらい交流センター」に入所できない県内町外生徒の交通手段について，吉賀町が公共交通機関の運賃助成等の通学支援を行いますので，出願の際の参考にしてください。

5 作成する資料について

下記リンク先からそれぞれダウンロードしてご利用ください。

	ダウンロードする様式と入手場所
島根県教育委員会HP	令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜情報 ○志望理由書（様式第2号：手書き用）（様式第2号－2：端末入力用） ○個人調査報告書（様式第4号：令和4年3月以降卒業者用） （様式第4号－2：令和3年3月以前卒業者用） ○令和6年度学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第5号） ○令和7年度島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第10号） ※保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合 ○令和7年度公立高等学校入学者選拔出願者名簿（様式第17号）
吉賀高等学校HP	令和7年度入学者選抜関連情報 ○総合選抜用 入学願書 ○一般選抜用 入学願書 ○第2次募集用 入学願書 ○中高一貫特別選抜用 自己報告書 ○身元引受人の承諾証明書（県外居住者の出願）

募集要項（中高一貫特別選抜）

1 出願

(1) 出願資格

吉賀町立柿木中学校、吉賀町立吉賀中学校又は吉賀町立六日市中学校に在籍し、令和7年3月に卒業する見込みの者で、次の(ア)～(ウ)に該当する者とする。

- (ア) 合格内定した場合、入学の意思が確実であること
 - (イ) 基礎的学力を有し、出席状況が良好で、基本的生活習慣が身についていること
 - (ウ) 学習に取り組む意欲が高く、入学後に部活動、生徒会活動、ボランティア及び地域貢献活動に積極的に取り組む意欲があること
- なお、中高一貫特別選抜と総合選抜と併せて出願することはできない。

(2) 出願期間

令和7年1月8日（水）から1月10日（金）17時までとする。

受付時間；3日間とも9時から17時まで

(3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、卒業見込みの中学校の校長を経由して、所定の出願期間内に吉賀高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書（本校所定の様式）

入学願書は、黒又は青のペン（消せる筆記具は不可）で記入する。志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。志願者氏名の記入については、氏名に常用漢字以外の漢字がある場合は、常用漢字で代替して記入する。ただし、自署欄には、正式な漢字で氏名を記入する。

(イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつける。なお、写真は無帽・無背景・正面とし、志願者を鮮明に識別できるものとし、原則として制服着用とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) 受検料2,200円

島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。

(エ) 自己報告書（本校所定の様式）

黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名は自署とする。

イ 出身中学校の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の出願期間内に吉賀高等学校長に提出する。

(ア) 公立高等学校入学者選抜出願者名簿（様式第17号）（中高一貫特別選抜用）

(イ) 個人調査報告書（様式第4号）

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の電子データ（暗号化され、CD-Rに保存したもの）

2 選抜方法

中学校における学習の状況，面接及び自己報告書，作文による総合審査

(1) 面接における評価の観点

- (ア) 志望の動機が明確か。
- (イ) 高校生活の目標と目標到達までの計画が明確か。
- (ウ) 意欲的に学び，考える態度を持っているか。
- (エ) 中学校でどのような諸活動に取り組んだか。その経験から何を得られたかを表現できるか。
- (オ) 「求める生徒像」について理解しているか。また、どのように取り組んできたか。

(2) 作文における評価の観点

- (ア) 原稿用紙の使い方，字数は適切か。不正表現，誤字，脱字がなく，句読点等は適切であるか。
- (イ) 語彙が豊かで，使い方は適切か。簡潔で分かりやすい文章か。
- (ウ) 文章構成，段落設定は適切か。論旨に一貫性はあるか。
- (エ) 与えられた課題に合致しており，内容が充実しているか。

3 面接・作文

(1) 会 場 ； 島根県立吉賀高等学校

(2) 期 日 ； 令和7年1月22日（水）

(3) 日 程 ；	受 付	9：30～ 9：50	（吉賀高等学校 職員玄関）
	諸注意	9：50～10：00	
	作 文	10：10～11：10	
	休 憩	11：10～11：30	
	面 接	11：30～	

※面接に関する詳細（開始時間，会場等）事項は，受検票送付時に同封します。
必要に応じて，昼食の準備をお願いします。

4 合格内定通知

合格内定の有無について，吉賀高等学校長から連携中学校長へ合格内定状況一覧表（様式第6号）により通知する。また，合格が内定した受検者へは，吉賀高等学校長から連携中学校長を通じて合格内定通知書（様式第7号）により通知する。

以上の通知は，令和7年1月30日（木）10時以降に行う。ただし，郵送の場合は当日中に投函する。

合格発表は，令和7年3月14日（金）10時とする。

5 その他

- (1) いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。
- (2) 中高一貫特別選抜の合格内定者は、公立高等学校に改めて出願することはできない。
- (3) 合格者に係る通知・文書等を出身中学校の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第 20 号）の提出を求める。
- (4) 合格内定とならなかった場合は、吉賀高等学校を含め、改めて公立高等学校に出願することができる。島根県内の公立高等学校に出願する場合、吉賀高等学校から交付された学力検査料納付済証明書を一般選抜又は第 2 次募集の入学願書裏面の所定欄にはり、入学検定料 800 円のみを納付する。（県立高等学校については、島根県収入証紙を所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。松江市立皆美が丘女子高等学校については、松江市立皆美が丘女子高等学校の指示に従うこと。）

総合入学者選抜
募集要項（総合選抜）

1 出願

(1) 出願資格

令和7年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者で、次の(ア)～(ウ)に該当する者とする。

- (ア) 合格内定した場合、入学の意思が確実であること
- (イ) 基礎的学力を有し、出席状況が良好で、基本的生活習慣が身についていること
- (ウ) 学習に取り組む意欲が高く、入学後に部活動、生徒会活動、ボランティア及び地域貢献活動に積極的に取り組む意欲があること。

なお、総合選抜と中高一貫特別選抜を同時に出願することはできない。

(2) 出願期間

令和7年1月8日（水）から1月10日（金）17時までとする。

持込みの場合 ； 3日間とも9時から17時まで

郵送の場合 ； 1月14日（火）以降に届いたものについては、1月9日（木）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、卒業見込みの中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に吉賀高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書（本校所定の様式）

入学願書は、黒又は青のペン（消せる筆記具は不可）で記入する。なお、パソコン等によるデータ入力も可とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。志願者氏名の記入については、氏名に常用漢字以外の漢字がある場合は、常用漢字で代替して記入する。ただし、自署欄には、手書きで正式な漢字で氏名を記入する。

(イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつける。願書に画像データをつけて印刷しないこと。なお、写真は無帽・無背景・正面とし、志願者を鮮明に識別できるものとし、原則として制服着用とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) 受検料 2,200 円

島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。

(エ) 志望理由書（様式第2号）

黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とする。

なお、データ入力の場合、志願者氏名は自署とする。

**(オ) 島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第10号）及び添付書類
（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合）**

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の出願期間内に吉賀高等学校長に提出する。

(ア) 個人調査報告書（様式第 4 号）

(イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第 5 号）

(ウ) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿（様式第 17 号）（総合選抜用）

(エ) 上記（ア）及び（ウ）の電子データ（暗号化され、CD-R に保存したもの）

県外中学校等から出願する際は、（エ）の電子データの提出は不要である。

(4) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

保護者が県外に居住し、下記のア、イに該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第 10 号）に次の書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して吉賀高等学校長に提出すること。

ア 保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる理由がある場合

〈保護者の転勤等による転住の場合〉 ※次の（ア）及び（イ）を添付すること

(ア) 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料

(イ) 島根県内の居住地が分かる資料

〈保護者が既に県内に居住している場合〉

(ア) 保護者の住民票

イ 県内に居住している確かな身元引受人のある場合

身元引受人は原則として志願者の親族（祖父母、おじ、おば等）とするが、吉賀高等学校長が認めた場合、親族等以外を身元引受人とすることができる。

〈志願者の親族の場合〉 ※次の（ア）～（ウ）を添付すること

(ア) 身元引受人の承諾証明書（本校所定の様式）

(イ) 志願者又は保護者と身元引受人との関係を示す民生児童委員の証明又は、その他それを証明する資料（いずれも、様式自由）

(ウ) 身元引受人の住民票

〈志願者の親族以外で吉賀高等学校長が認めた場合〉

(ア) 身元引受人の承諾証明書（本校所定の様式）

2 選抜方法

中学校における学習の状況、面接及び志望理由書、作文による総合審査

(1) 面接における評価の観点

(ア) 志望の動機が明確か。

(イ) 高校生活の目標と目標到達までの計画が明確か。

(ウ) 意欲的に学び、考える態度を持っているか。

(エ) 中学校でどのような諸活動に取り組んだか。その経験から何を得られたかを表現できるか。

(オ) 「求める生徒像」について理解しているか。また、どのように取り組んできたか。

(2) 作文における評価の観点

- (ア) 原稿用紙の使い方，字数は適切か。不正表現，誤字，脱字がなく，句読点等は適切か。
- (イ) 語彙が豊かで，使い方は適切か。簡潔で分かりやすい文章か。
- (ウ) 文章構成，段落設定は適切か。論旨に一貫性はあるか。
- (エ) 与えられた課題に合致しており，内容が充実しているか。

3 面接・作文検査

(1) 会 場 ； 島根県立吉賀高等学校

(2) 期 日 ； 令和7年1月22日（水）

(3) 日 程 ；	受 付	9：30～ 9：50	（吉賀高等学校 職員玄関）
	諸注意	9：50～10：00	
	作 文	10：10～11：10	
	休 憩	11：10～11：30	
	面 接	11：30～	

※受検票は，県内居住者には出身中学校等の校長あてに送付し，県外居住者には受付時に手交します。

面接に関する詳細（開始時間，会場等）事項は，出身中学校等の校長あてに送付します。
必要に応じて，昼食の準備をお願いします。

4 合格内定通知

合格内定の有無について，吉賀高等学校長から出身中学校等の校長へ合格内定状況一覧表（様式第6号）により通知する。また，合格が内定した志願者へは，吉賀高等学校長から出身中学校等の校長を通じて本人に合格内定通知書（様式第7号）により通知する。

以上の通知は，令和7年1月30日（木）10時以降に行う。ただし，郵送の場合は当日中に投函する。

合格発表は，令和7年3月14日（金）10時とする。

5 その他

- (1) いったん受理した入学願書，添付書類等及び受検料は返還しない。
- (2) 総合選抜の合格内定者は，公立高等学校に改めて出願することはできない。
- (3) 合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は，委任状（様式第20号）の提出を求める。
- (4) 合格内定とならなかった場合は，吉賀高等学校を含め，改めて公立高等学校に出願することができる。島根県内の公立高等学校に出願する場合，吉賀高等学校から交付された学力検査料納付済証明書を一般選抜又は第2次募集の入学願書裏面の所定欄にはり、入学検定料800円のみ納付する。（県立高等学校については，島根県収入証紙を所定欄にはりつける。ただし，消印をしてはならない。松江市立皆美が丘女子高等学校については，松江市立皆美が丘女子高等学校の指示に従うこと。）

一般入学者選抜
募集要項（一般選抜）

1 出願

(1) 出願資格

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (イ) 令和7年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

(2) 出願期間

令和7年2月3日(月)から2月6日(木)12時までとする。

- 持込みの場合 ; 2月3日(月), 2月4日(火), 2月5日(水)は9時から17時まで2月6日(木)は9時から12時まで日(木)は9時から12時まで
- 郵送の場合 ; 2月6日(木)12時以降に届いたものについては, 2月5日(水)までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 出願手続

ア 志願者は, 次に掲げるものを, 出身中学校等の校長を経由して, 所定の出願期間内に吉賀高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書(本校所定の様式)

入学願書は, 黒又は青のペン(消せる筆記具は不可)で記入する。なお, パソコン等によるデータ入力も可とするが, 志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。志願者氏名の記入については, 氏名に常用漢字以外の漢字がある場合は, 常用漢字で代替して記入する。ただし, 自署欄には, 手書きで正式な漢字で氏名を記入する。

(イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm(6か月以内に撮影したもの)を願書右部の「受検票」部分にはりつける。願書に画像データをつけて印刷しないこと。なお, 写真は無帽・無背景・正面とし, 志願者を鮮明に識別できるものとし, 原則として制服着用とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

(ウ) 受検料2,200円

学力検査料1,400円及び入学検定料800円, 合計2,200円の島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし, 消印をしてはならない。

要綱に示す特色選抜で合格内定とならなかった場合, 改めて公立高等学校に出願することができる。その場合, 特色選抜の受検校から交付された学力検査料納付済証明書を一般選抜の入学願書裏面の所定欄にはり, 入学検定料800円のみを納付する。

(エ) 島根県公立高等学校入学志願承認願(様式第10号)及び添付書類

(保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合)

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の出願期間内に吉賀高等学校長に提出する。

(ア) 個人調査報告書（様式第 4 号）

(イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第 5 号）

(ウ) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿（様式第 17 号）（一般選抜用）

(エ) 上記（ア）及び（ウ）の電子データ（暗号化され、CD-R に保存したもの）

県外中学校等から出願する際は、（エ）の電子データの提出は不要である。

ウ その他

いったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

(4) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

保護者が県外に居住し、下記のア、イに該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第 10 号）に次の書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して吉賀高等学校長に提出すること。

ア 保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる理由がある場合

〈保護者の転勤等による転住の場合〉 ※次の（ア）及び（イ）を添付すること

（ア）保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料

（イ）島根県内の居住地が分かる資料

〈保護者が既に県内に居住している場合〉

（ア）保護者の住民票

イ 県内に居住している確かな身元引受人のある場合

身元引受人は原則として志願者の親族（祖父母、おじ、おば等）とするが、吉賀高等学校長が認めた場合、親族等以外を身元引受人とすることができる。

〈志願者の親族の場合〉 ※次の（ア）～（ウ）を添付すること

（ア）身元引受人の承諾証明書（本校所定の様式）

（イ）志願者又は保護者と身元引受人との関係を示す民生児童委員の証明又は、その他それを証明する資料（いずれも、様式自由）

（ウ）身元引受人の住民票

〈志願者の親族以外で吉賀高等学校長が認めた場合〉

（ア）身元引受人の承諾証明書（本校所定の様式）

(5) 自己申告書の提出

ア 志願者は、いずれかの学年で欠席日数が 30 日以上ある場合や、すでに中学校等を卒業している場合に、自己申告書（様式第 16 号）を提出することができる。

自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

イ 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に吉賀高等学校長へ提出する。

なお、出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に吉賀高等学校及び学科名、出身中学校等の学校名、志願者氏名を記入すること。

2 出願状況の発表

上記1による出願者の状況を、令和7年2月7日（金）の10時に、島根県教育委員会のホームページで発表する。

また、以下の3により変更となった後の出願者の状況を、2月19日（水）の14時に、同ホームページで発表する。

3 志願変更

上記1により出願をした者が希望する場合には、1回に限り、他の学校の課程、学科（部）に志願変更することができる。

志願変更の受付期間及び手続き等は、次のとおりとする。

(1) 志願変更受付期間

ア 出願先高等学校への提出期間は令和7年2月10日（月）から2月13日（木）17時までとする。持込みによる提出のみとし、郵送による提出は認めない。

受付時間；3日間とも9時から17時まで

イ 志願変更先高等学校への提出期間は令和7年2月14日（金）から2月17日（月）17時までとする。ただし、郵送による場合は、**簡易書留速達**に限る。

持込みの場合；2月14日（金）と2月17日（月）は9時から17時まで

郵送の場合；2月17日（月）17時以降に届いたものについては、2月14日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。なお、郵送の場合は、出身中学校等の校長から志願変更先の高等学校長へ電話にて一報を入れること。

(2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の志願変更受付期間内に**出願先**の高等学校長に提出する。

(ア) 入学志願変更届（様式第12号）

入学志願変更証明書（様式第12号-2）にも必要事項を記載し、切り取らずに提出する。

(イ) 志願変更先高等学校の入学願書（様式第1号により志願変更先の高等学校で作成された様式）

書き方等は、1の(3)のアの(ア)および(イ)に準ずる。（願書右部の「受検票」部分に写真をはりつける。）

イ 入学志願変更証明書を交付された者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の志願変更受付期間内に**志願変更先**の高等学校長に提出する。

(ア) 出願先高等学校長から交付された入学志願変更証明書（様式第12号-2）

(イ) 志願変更先高等学校の入学願書（上記アの(イ)により提出し、出願先高等学校で収入済みの収納印を受けたもの）

(ウ) その他、志願変更先高等学校への出願に必要なもの

「1 出願 (3) 出願手続」に準ずる。ただし、受検料を再度納付する必要はない。

ウ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の志願変更受付期間内に**志願変更先**の高等学校長に提出する。

(ア) 個人調査報告書（様式第 4 号）

(イ) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿（様式第 17 号）（志願変更用）（志願変更により新たに出願する者のみ記載し、提出すること。）

(ウ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第 5 号）（当該中学校等から新規に出願する場合のみ提出）

(エ) 上記(ア)及び(イ)の電子データ（暗号化され、CD-R に保存したもの）
県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

エ その他

(ア) 志願変更手続においていったん受理した入学願書、添付書類等及び受検料は返還しない。

(イ) 中学校等を卒業後 5 年を超える者の出願、及び保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願については、アの手続きを出身中学校等の校長を経由せずに行うことができる。その場合、必要書類の提出は志願者又は法定代理人が行い、入学志願変更証明書の交付及び入学願書の返付を受けること。また、志願者の場合には身分を証明するものを、法定代理人の場合には身分を証明するもの及び志願者との関係を証する書類を提示する。

ただし、この場合もイの手続きは出身中学校等の校長を経由して行い、また、出身中学校等の校長はウの手続きを行うこと。

(ウ) いったん入学志願変更届を提出した者は、志願変更を取りやめることはできない。また、所定の志願変更受付期間内に志願変更手続を完了しなかったときは、一般選抜を辞退したものとみなす。その場合、出身中学校等の校長は、出願していた高等学校の校長へ辞退届（様式第 15 号）を提出すること。

(3) その他

ア 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等から者の出願、自己申告書の提出については、1 の(4)及び(5)に準ずる。

イ 志願変更に係る書類等を出身中学校等の教員に直接交付又は返付する場合は、委任状（様式第 20 号）の提出を求める。

4 選抜方法

中学校等における学習の状況、5 教科学力検査、面接による総合審査

(1) 学力検査

ア 問題の作成

検査問題は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会において作成する。

イ 出題の方針

高等学校教育を受けるに足る資質と能力が正しく判定でき、かつ、中学校教育をゆがめることなく、その充実に資することができるよう十分留意して、次の(ア)、(イ)の方針により出題する。

(ア) 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標・内容に即して、問題の内容と程度を定める。

(イ) 単に知識や技能を問うのみでなく、知っていること・できることをどう使うかという観点で思考力、判断力、表現力等を問うことのできる問題を作成する。

(2) 面接における評価の観点

(ア) 志望の動機が明確か。

(イ) 高校生活の目標と目標到達までの計画が明確か。

(ウ) 意欲的に学び、考える態度を持っているか。

(エ) 中学校でどのような諸活動に取り組んだか。その経験から何を得られたかを表現できるか。

(オ) 「求める生徒像」について理解しているか。また、どのように取り組んできたか。

5 学力検査及び面接

(1) 学力検査； 下記の教科を1教科50分として、一斉に実施する。

配点は、各教科とも50点満点とする。

ア 会場； 島根県立吉賀高等学校

イ 期 日； 令和7年3月5日（水）

ウ 日 程；	受 付	8：30～ 8：50	（吉賀高等学校 職員玄関）
	諸注意・入場	8：50～ 9：15	
	国 語	9：20～10：10	
	数 学	10：30～11：20	
	社 会	11：40～12：30	
	昼 食		
	英 語	13：20～14：10	
	理 科	14：30～15：20	

(2) 面接；令和7年3月5日（水）15：40～17：30（学力検査後）

※受検者数が多い場合は2日間【令和7年3月6日（木）】で実施する。

配点は10点満点とする。

【3月6日(木)実施の場合】

受 付	8：50～ 9：10	（吉賀高等学校 職員玄関）
諸 注 意	9：10～ 9：20	
面 接	9：30～	

※面接に関する詳細（開始時間、会場等）は受検票送付時に同封します。

6 追検査

(1) 出願資格

一般入学者選抜検査（以下「本検査」という。面接等を含む。） 当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず欠席した者のうち、次の(ア)、(イ)のいずれかに該当し、追検査の受検を希望する者。ただし、学力検査、面接及び実技の一部でも受検した者は除く。

- (ア) 学校保健安全法施行規則第 18 条において、学校において予防すべき感染症に指定されている疾病の罹患者
- (イ) 本検査当日の災害、不慮の事故等やむを得ない理由により本検査を受検できなくなった者

上記(ア)、(イ)は、具体的には次の①～④等に相当する。

- ①新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症に罹患した者
- ②本検査当日に、発熱・咳等の症状があり、追検査を希望する者
- ③本検査当日に、災害、不慮の事故等により、追検査を希望する者
- ④本検査当日に、月経随伴症状等の体調不良により、追検査を希望する者

(2) 出願手続

出身中学校等の校長は、次の手続を行う。

- (ア) 追検査の出願資格に該当し又は該当する可能性があり、追検査受検を希望する受検生がいる場合、ただちに吉賀高等学校長及び島根県教育委員会へ電話で連絡する。
- (イ) 出身中学校等の校長は、以下のものを、3月6日（木）午前10時までに吉賀高等学校長に提出する。

- ・ 追検査受検願（様式第 27 号） 1 部
- ・ 証明書類（本検査当日の医師の診断書等を原則とする。） 1 部
- ・ 追検査受検者名簿（様式第 28 号） 3 部

なお、(イ)の③、④等に該当し医師の診断書の提出が難しい場合は、代わりに、出身中学校等の校長が証明する「申告書」（別紙様式第 27 号－2）を提出すること。

(3) 問題の作成

検査問題は、島根県教育委員会及び松江市教育委員会において作成する。

(4) 実施期日及び検査内容

令和7年3月11日（火）の1日のみとし、学力検査の実施教科、実施順序及び検査時間は本検査と同じとする。面接の実施は、学力検査終了後引き続いて行う。

(5) 学力検査場

追試験の学力検査場は、別途通知する。

(6) 選抜方法

本検査の受検者と合わせ、要綱に示す選抜要領に従って選抜する。

(7) その他

- (ア) 追検査の受検料は徴収しない。
- (イ) 追検査受検者は、本検査時に交付された受検票を受検会場に持参する。
- (ウ) 「追検査受検者が準備すべき用具及び受検上の諸注意」，「学力検査実施上の留意事項」は本検査に準ずる。
- (エ) その他詳細については、別途通知する。

7 合格発表前辞退

保護者の転勤等による転居等のやむを得ない理由で合格発表前に辞退する場合は、出身中学校等の校長は、原則として3月12日（水）12時までに、吉賀高等学校長に辞退届（様式第15号）を提出すること。その際、出身中学校長等の持ち込みによる提出を原則とするが、何らかの理由で郵送により提出する場合は、出身中学校等の校長から吉賀高等学校長へ電話にて一報を入れること。

なお、合格発表前辞退者の第2次募集への出願は認めない。

8 合格発表

合格発表は、令和7年3月14日（金）10時とする。ただし、郵送の場合は当日中に投函する。

また、当日は県教育委員会管理サイトにおいても発表する。

9 その他

- (1) 合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は、委任状（様式第20号）の提出を求める。
- (2) 合格者が吉賀高等学校長の定める日時までに入学の意思表示をしない場合は、吉賀高等学校長は合格を取り消すことがある。

第2次募集入学者選抜実施要項 募集要項（第2次募集）

令和7年度公立高等学校入学者選抜合格発表の時点で欠員が生じたときは、次により第2次募集を行う。

1 出願

(1) 出願資格

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者で、令和7年度の島根県公立高等学校入学者一般選抜学力検査を受検している者。

(ア) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

(イ) 令和7年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(ウ) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者

ただし、以下の(エ)又は(オ)に該当する者は除くものとする。

(エ) 令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜に合格した者

(オ) 令和7年度入学者選抜において、高等専門学校、県外の高等学校又は県内の私立高等学校等に合格し、入学手続きをした者

なお、令和7年度島根県公立高等学校入学者選抜の一般選抜において、吉賀高等学校に出願（志願変更した場合には、志願変更後に吉賀高等学校に出願）した者は再度出願することはできない。

(2) 出願期間

令和7年3月17日（月）から3月18日（火）12時までとする。持ち込みによる提出を原則とするが、何らかの理由で郵送により提出する場合は、出身中学校等の校長から吉賀高等学校長へ電話にて一報を入れること。ただし、郵送による場合は、簡易書留速達に限る。

(3) 出願手続

ア 志願者は、次に掲げるものを、出身中学校等の校長を経由して、所定の出願期間内に吉賀高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書（本校所定の様式）

入学願書は、黒又は青のペン（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。志願者氏名の記入については、氏名に常用漢字以外の漢字がある場合は、常用漢字で代替して記入する。ただし、自署欄には、手書きで正式な漢字で氏名を記入する。

(イ) 写真1枚

たて4cm×よこ3cm（6か月以内に撮影したもの）を願書右部の「受検票」部分にはりつける。願書に画像データをつけて印刷しないこと。なお、写真は無帽・無背景・正面とし、志願者を鮮明に識別できるものとし、原則として制服着用とする。白黒・カラー写真の別は問わない。

- (ウ) 一般選抜の際に交付された学力検査料納付済証明書
一般選抜へ出願した者は、その際に交付された学力検査料納付済証明書を入学願書裏面の所定欄にはりつける。
- (エ) 入学検定料 800 円
島根県収入証紙を入学願書の所定欄にはりつける。ただし、消印をしてはならない。
- (オ) 島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第 10 号）
（保護者が県外に居住する場合又は出身中学校等が県外の場合）

イ 出身中学校等の校長は、入学願書等に次の書類等を添付し、所定の出願期間内に吉賀高等学校長に提出する。

- (ア) 個人調査報告書（様式第 4 号）
- (イ) 学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第 5 号）
- (ウ) 公立高等学校入学者選拔出願者名簿（様式第 17 号）（第 2 次募集用）
- (エ) 上記(ア)及び(ウ)の電子データ（暗号化され、CD-R に保存したもの）
県外中学校等から出願する際は、(エ)の電子データの提出は不要である。

(4) 保護者が県外に居住する場合又は県外の中学校等からの出願

保護者が県外に居住し、下記のア、イに該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第 10 号）に次の書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して吉賀高等学校長に提出すること。

- ア 保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる理由がある場合
〈保護者の転勤等による転住の場合〉 ※次の (ア) 及び (イ) を添付すること
 - (ア) 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料
 - (イ) 島根県内の居住地が分かる資料
 〈保護者が既に県内に居住している場合〉
 - (ア) 保護者の住民票

- イ 県内に居住している確かな身元引受人のある場合
身元引受人は原則として志願者の親族（祖父母、おじ、おば等）とするが、吉賀高等学校長が認めた場合、親族等以外を身元引受人とすることができる。
〈志願者の親族の場合〉 ※次の (ア) ～ (ウ) を添付すること
 - (ア) 身元引受人の承諾証明書（本校所定の様式）
 - (イ) 志願者又は保護者と身元引受人との関係を示す民生児童委員の証明又は、その他それを証明する資料（いずれも、様式自由）
 - (ウ) 身元引受人の住民票
 〈志願者の親族以外で吉賀高等学校長が認めた場合〉
 - (ア) 身元引受人の承諾証明書（本校所定の様式）

(5) 自己申告書の提出

- ア 志願者は、いずれかの学年で欠席日数が 30 日以上ある場合や、すでに中学校を卒業している場合に、自己申告書（様式第 16 号）を提出することができる。
自己申告書の志願者記入欄及び保護者記入欄は、黒又は青のペン書き（消せる筆記具は不可）又はパソコン等によるデータ入力とするが、志願者氏名及び保護者氏名は自署とする。

イ 自己申告書の提出を希望する場合は、自己申告書を他の提出書類とともに、出身中学校等の校長を経由して、所定の期出願期間内に吉賀高等学校長へ提出する。

なお、出身中学校等の校長に提出する際は、厳封してもよい。その際、封筒の表に吉賀高等学校及び学科名、出身中学校等の学校名、本人氏名を記入すること。

2 出願後の辞退

何らかの事由で出願後に受検を辞退する場合は、出身中学校等の校長は**すみやかに吉賀高等学校長に辞退届（様式第15号）を提出すること。**

3 選抜方法

中学校等における学習の状況，一般選抜学力検査結果（5教科），面接による総合審査

面接における評価の観点

- (ア) 志望の動機が明確か。
- (イ) 高校生活の目標と目標到達までの計画が明確か。
- (ウ) 意欲的に学び，考える態度を持っているか。
- (エ) 中学校でどのような諸活動に取り組んだか。その経験から何を得られたかを表現できるか。
- (オ) 「求める生徒像」について理解しているか。また、どのように取り組んできたか。

4 面接

(1) 会 場 ； 島根県立吉賀高等学校

(2) 期 日 ； 令和7年3月19日（水）

(3) 日 程 ； 受 付 10：10～10：30 （吉賀高等学校 職員玄関）
 諸注意 10：30～10：40
 面 接 10：50～

※受検票は，受付時に手交します。

※面接に関する詳細（開始時間，会場等）事項は，出身中学校等の校長あてに送付します。

5 合格発表

令和7年3月24日（月）15時とする。ただし，郵送の場合は当日中に投函する。

また，当日県教育委員会管理サイトにおいても発表する。

6 その他

- (1) いったん受理した入学願書，添付書類等及び入学検定料は返還しない。
- (2) 合格者に係る通知・文書等を出身中学校等の教員に直接交付する場合は，委任状（様式第20号）の提出を求める。
- (3) 合格者が吉賀高等学校長の定める日時までに入学の意思表示をしない場合は，吉賀高等学校長は合格を取り消すことがある。
- (4) その他，特別に必要があるときは，吉賀高等学校長は島根県教育委員会と協議して決定する。

〇 (島根県収入証紙をはりつけるところ)

一般選抜願書
記入例

※ 契印

※印の欄は、押印や記入を
しないでください。

令和7年度		入 学 願 書 (一般選抜用)				受 付 番 号		※	
		高等学校名	第1志望	第2志望	第3志望	第4志望	地域		
志望校		吉賀高等学校	普通科	科	科	科	内外		
ふりがな		よしか みらい							
志 願 者		氏 名	吉賀 未来		平成	10年10月16日		生	日
現住所		島根県鹿足郡吉賀町みらい937							
在学又は 出身中学校等名		吉賀町立みらい中学校							
氏 名		吉賀 太郎	平成	7年3月	卒業 卒業見込				
保 護 者		氏 名	住所は都道府県から記入してください。 保護者の住所は志願者と同じであっても「同上」とせず、都道府県から 記入してください。						
現住所		島根県鹿足郡吉賀町みらい937							

令和 7 年 2 月 3 日

志願者氏名 (自署) 吉賀 未来
保護者氏名 (自署) 吉賀 太郎
島根県立吉賀高等学校長 様

私は出願資格を満たしており、貴校に入学したいので、受検料を添え、保護者と連名で出願します。

受 検 票 (一般選抜用)

受 検 者 名	吉賀 未来
在 学 又 は 出身中学校等名	吉賀町立みらい中学校
※ 検 査 場 名	
※ 受 検 番 号	
志 願 先 高等学校名	島根県立吉賀高等学校

受検者顔写真
(4×3cm)
無帽・無背景・正面
6か月以内に撮影した
ものに限り
裏面に出身中学校等
名・氏名を記入のこと

(この受検票は、受検中、必ず所持しなければなりません)

学力検査料納付済証明書

在 学 又 は 出身中学校等名	吉賀町立みらい中学校		
志願者氏名	吉賀 未来 様	生年月日	平成 10年10月16日 生
現住所	島根県鹿足郡吉賀町みらい937		

学力検査料1,400円は納付済みであることを証明します。

収 納 印

島根県立吉賀高等学校長

(注)学力検査料納付済証明書は、特色選抜へ出願した者が、一般選抜に出願する場合
又は一般選抜に出願した者が、第2次募集に出願する場合に必要となるので、大切に保
管しておくこと。この証明書は原則として再交付しない。